

阿波市地域集会施設整備補助金

(1) 事業主体

自治会又はその連合体

(2) 対象事業

地域住民の集会の用に供する集会所の新築、増築、改築、修繕及び改修事業に対して助成を行う。

- 新築…新たに集会所を建設すること。
- 増築…既存の集会所の床面積を増加させること。
- 改築…建物の使用期間を延長させ、又は価値を増加させるために既存の集会所の全部又は一部を除去し、新たに建築すること。
- 修繕及び改修…既存の集会所の床面積に変動を生じさせることなく、建物の維持管理又は原状回復、機能向上のために必要と認められる補修を行うこと。

<注>机、椅子等の備品などに関しては対象外です。

対象となる経費は建築物やエアコンなどに係る経費です。

(3) 補助金の額

①集会所の新築、増築、改築事業

当該事業の所要総額の $1/2$ の額 又は 1m^2 当たり5万円に延べ床面積を乗じた額 のいずれか少ない方 (上限500万円)

<例>

所要総額 800万円、延べ床面積 70m^2 の場合

$800\text{万円} \times 1/2 = 400\text{万円}$ > $70\text{m}^2 \times 5\text{万円} = 350\text{万円}$

よって 補助金額は 350万円 になる。

②集会所の修繕及び改修事業

当該修繕の所要総額の $1/2$ の額 (上限50万円)

○手続きの流れ

新築事業等

要望書を提出【自治会】



予算要求（要望書により予算要求）【市】



予算化【市】



補助金交付申請書を提出【自治会】



審査及び現地調査【市】



補助金交付決定通知書を送付【市】



工事開始【自治会】



工事完了【自治会】



実績報告書を提出【自治会】



審査及び現地調査【市】



補助金確定通知書を送付【市】



補助金交付請求書を提出【自治会】



補助金支払い【市】